平成 19 年 3 月 20 日 告示第 35 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市の保有又は管理する有形、無形の資産(以下「資産等」という。)に広告を掲示し、又は提携する(以下「広告掲載等」という。)場合の取扱いに関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産等への広告掲載等は、資産等を有効に活用するとともに、住 民福祉の向上と財源確保に寄与することを目的とする。

(広告掲載等を推進するための組織)

第3条 広告掲載等を推進するための組織は、石垣市行政改革推進本部設置規程(平成7年石垣市訓令第11号。以下「本部規程」という。)に基づき設置された石垣市行政改革推進本部とし、必要な事項の調査及び検討をするための組織は、本部規程第5条第1項に基づく幹事会とする。

- 2 幹事会は次に掲げる事項について調査、検討する。
- (1) 広告掲載等に係る制度に関すること。
- (2) 推進体制の強化に関すること。
- (3) その他広告掲載等の推進に関し必要な事項

(広告媒体)

第4条 市は、資産等のうち、広告媒体として活用可能なものについて、広告 掲載等に努めなければならない。

2 広告媒体は、市長の認めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、数量、掲載期間、広告掲載等に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、広告媒体ごとに当該広告媒体を所管する部の長(以下「所管部長」という。)が定める。

(広告掲載等に関する基準)

第6条 広告掲載等に関する基準は、別に定める。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、原則として、公募によるものとする。

- 2 広告の募集期間その他募集に関する事項は、所管部長が定める。
- 3 所管部長は、広告の募集を広告代理事業者に委託することができる。

(広告掲載等の申込み)

第8条 広告掲載等をしようとする者は、広告掲載等申込書(様式第1号)に市長が定める書類を添えて、所管部長に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定)

第9条 所管部長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載等の決定について第13条に規定する石垣市広告審査会に付する。

- 2 広告掲載等の決定に当たっては、当該広告の募集に対して申込みのあった数 が募集した数を超えるときは、次に掲げる順序によるものとする。
- (1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う広告
- (2) 民間企業のうち市内に事務所又は事業所を有する法人が行う広告
- (3) 前2号に掲げる広告以外の広告
- 3 所管部長は、広告掲載等の可否が決定されたときは、石垣市広告掲載等決定 通知書(様式第2号)により当該申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載等の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が 指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 納付された広告掲載料は、第11条第2項の規定により広告掲載等の決定を取り消したときを除き、還付しない。

(決定の取消し)

第11条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の決定 を取り消すことができる。

- (1) 提出期限までに広告の原稿を提出しなかったとき。
- (2) 広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他広告主の責めに帰する理由により、広告掲載等をすることが適当でなくなったとき。
- 2 所管部長は、広告掲載等により市の業務に重大な支障が生じ、若しくは生ず るおそれがあるとき、又は市の都合により広告掲載等ができなくなったときは、 広告掲載等の決定を取り消すことができる。
- 3 前 2 項の規定により広告掲載等の決定を取り消されたときは、石垣市広告掲載等決定取消通知書(様式第 3 号)により当該広告主に通知するものとする。 (広告主の責任)

第 12 条 広告主は、掲載等をする広告の内容、広告掲載等により発生する負担その他広告掲載等に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

2 広告主は、決定を受けた広告掲載等の権利を他人に譲渡し、又は転貸しては ならない。

(石垣市広告審査会)

第13条 広告掲載等に関する審査等を行うため、石垣市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、次に掲げる事務を所管する。
- (1) 新規広告媒体の審査

- (2) 広告案の審査
- (3) 各部の広告掲載等の状況把握
- 3 審査会は、会長及び委員をもって組織する。
- 4 会長は、企画部長をもって充てる。
- 5 委員は、総務部総務課、財政課、企画政策課及び教育委員会総務課の長をもって充てる。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が会長を代理する。

(平 25 告示 82-6·一部改正)

(審査会の会議)

第14条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会においては、会長が議長となる。
- 3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、 議長の決定するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意 見又は説明を求めることができる。

(審査会の庶務)

第15条 審査会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(平 23 告示 39·平 25 告示 82-6·一部改正)

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広告媒体ごとに要領で定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第82-6号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

石垣市広告掲載等申込書

石垣市長 様

広告掲載申込者

	住所又は所 在地	
	ふりがな	
	氏名	
	又は	
	名称及び代表者氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	担当者氏名	

石垣市広告掲載要綱第8条の規定により、下記のとおり広告掲載等を申し込みます。

なお、この申込みに対する審査に当たり、石垣市の市税等の納税状況を確認 することについて、同意します。

広告媒体	の種類			
広告の内] 容			

第 号 年 月 日

石垣市広告掲載等決定通知書

様

石垣市長印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載等について、下記のとおり 決定したので、通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲載しない

(理由)

- 2 原稿提出期限 年 月 日
- 3 広告掲載料 金 円
- 4 掲載料納付期限 年 月 日
- 5 その他

第号

年 月 日

石垣市広告掲載等決定取消通知書

様

石垣市長印

年 月 日付けで決定した広告掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

決定を取り消す理由